

# 民生委員・児童委員紹介

健康福祉課福祉係【☎028 (677) 1112】

## 民生委員・児童委員とは

町では民生委員・児童委員として34人を各地域に配置しています。民生委員は、民生委員法第3条によって設置が定められ、県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱します。また、児童福祉法第12条によって児童委員を兼ねることとなっています。民生委員・児童委員の任期は3年で、町の規模によって定数が定められています（基準…町では70世帯～200世帯ごとに1人を配置）。

## 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は民生委員法第14条によって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めて、次の職務を行うことと規定されています。

### ①生活状態の把握

担当地域内の住民の実態や福祉サービスの需要を日常的に把握します。

### ②相談・援助活動

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

### ③福祉サービスの情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

### ④社会福祉事業経営者・福祉活動団体との連携・支援

住民が個々の福祉需要に応じた福祉サービスを得られるよう、行政・施設・団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプ役となります。

### ⑤行政関係業務への協力

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスが図れるように支援します。

### ⑥住民の福祉を向上させる活動

地域福祉の担い手として、ボランティア活動の推進や地域の福祉課題に対して住民の理解を求める活動など、地域福祉の増進を図る活動をします。

## 民生委員・児童委員一覧

| 氏名    | 担当地区  |
|-------|---|
| 川又 敏生 | 上横町北・上横町東   |
| 黒崎 礼子 | 上横町西・西町上・西町下                                      |
| 塙 テル  | 内町上・内町下・県営祖母井住宅                                   |
| 小五一七子 | 祖母井<br>代町1区・代町2区・祖母井南3区西・祖母井南3区東・祖母井南4区・代町5区・みなみ町 |
| 手塚久美子 | 赤坂・赤坂団地・サンコーポラス芳賀                                 |
| 横田 雅子 | 上野原東・上野原西・二子塚・丸子苑・幸町                              |
| 加藤 春江 | 谷中・谷中東・谷中西・緑町                                     |
| 吉永タイ子 | 稲毛田<br>南郷・下南郷・新田・坂の上                              |
| 佐藤 尚久 | 下町・宿上・上新田・社后                                      |
| 小林 三郎 | 上延生   |
| 大根田洋子 | 下延生   |
| 大塚 伸一 | 与能  |
| 國安 昭司 | 下原西・平和・下原中・下原東・下原西南・大久保・みどりヶ丘                     |
| 沼能 玲子 | 三日市・堀合・羽口・天寺・寺の内・青木・古谷                            |
| 小柳美智子 | 下高根沢<br>下原新町・殿山                                   |
| 川又 和子 | 下中部・梶内・梶内西・行沢・天神・石塚・高田・宮田東・宮田西                    |
| 増刈ミツエ | 大塚・谷津・菅塚南・本田技研・三日市坂の上                             |
| 柳田なお子 | 大川・西山根・協和・東根・五ヶ東・山根                               |



新任に小柳さん

9月1日付けで、小柳美智子さん（下高根沢）が厚生労働大臣ならびに栃木県知事から民生委員・児童委員の委嘱を受けました。小柳さんは、前任の薄井共子さんに替わって大字下高根沢の下原新町・殿山の地域を担当します。

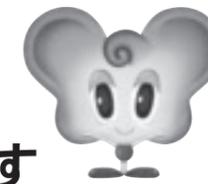
▲小柳美智子さん

| 氏名    | 担当地区  |
|-------|---|
| 田中 悦子 | 芳志戸<br>久津方・西秋場・芳南・金井・手彦子・飯島・般若塚池の尻・中坪・芳志戸・清水・中郷・上岡北・上岡南 |
| 関口 和枝 | 八ッ木   |
| 黒須 敏文 | 上稲毛田・給部   |
| 磯 叔以  | 杭之内・宮内・東中郷・道上・免ノ内・宿東・宿梨木・茂栄坂1班・茂栄坂2班・茂栄坂3班              |
| 飯野 守男 | 東水沼<br>唐桶・和泉・桜田・和泉台・明和・牧場南・唐桶の溜東                        |
| 阿部 喜良 | 和泉ニュータウン1組・2組・3組  |
| 大嶋 和子 | 大和田・舟戸東・舟戸西・城下・峯下・谷近・谷近東・西中郷・舟戸が丘・西法寺・光明台               |
| 井本 正司 | 西水沼<br>金井島上・金井島下・堀の内上・堀の内下・長島上・長島下・清水沢・清水沢上・橋場東・橋場西     |
| 小林 浩行 | 東高橋<br>大畑東・大畑新・大畑西・栄町北・栄町東・栄町栄・坊新田・萩田・前中                |
| 小林 隆正 | 古谷・大谷近・中塚田・新谷・台宿一・台宿中・漆原・下塚田・入江・中塚田新                    |
| 若林 勝治 | 西高橋<br>俵岡・双六・黒岡・松下・治部内・天王寺                              |
| 宮島美喜雄 | 正生田・西新谷・大沖・関谷・近内・山崎・打越新田                                |
| 直井喜美子 | 町内全域  |
| 菅谷 恵一 |   |
| 高松まち子 |   |
| 小林 澄子 |   |

(敬称略)

11月18日(日)は 投票時間は7:00～20:00

# 栃木県知事選挙の投票日です



町選挙管理委員会【☎028 (677) 1111】

11月18日は栃木県知事選挙の投票日です。今回の選挙は、私たち県民にとって今後の県政を決定し将来の栃木県の姿を描く上で重要な選挙です。皆さんの持つ一票の重さを考え貴重な一票を無駄にすることなく、皆さんの意思を投票を通じて示してください。

## ◆投票所入場券

有権者には、11月1日(告示日)に投票所などを記載した入場券(はがき)を発送します。※入場券がお手元に届くまで、数日かかる場合があります。もし届かなかった場合は、町選挙管理委員会へご連絡ください。

## ◆投票できる人

①平成4年11月19日以前に生まれた人で、平成24年7月31日までに芳賀町に住居登録がされており、引き続き芳賀町に住居を有する人。  
②平成24年7月1日以降に芳賀町から県内の他市町に転出された人で、芳賀町の選挙人名簿にのみ登録されている人は芳賀町で投票できます。この場合、新旧住所地いずれかの市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住居を有する旨の証明書(無料)」が必要です。

この人が期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この「証明書」を提示する必要があります。なお、この「証明書」は現住所地以外の市町でも発行されます。

## ※芳賀町に転入したばかりの人の投票は…

平成24年8月1日以降に県内の他市町から芳賀町に転入した人は、前住所地の市町で投票できます。該当する人は、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。この場合、新旧住所地いずれかの市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住居を有する旨の証明書(無料)」が必要です。

この人が期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この「証明書」を提示する必要があります。なお、この「証明書」は、現住所地以外の市町でも発行されます。

## ◆代理投票

代理投票は、けがなどで投票用紙に記載できない人のための制度です。投票所で投票管理者に申請すると、補助者2人が決められ、1人が選挙人の指示に従い投票用紙に記載し、もう1人が指示どおり記載したかを確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙があり、簡単な点字器により点字で投票することができます。

## ◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことのできない人は、期日前投票ができます。

●日時／11月2日(金)～17日(土)

●時間／8:30～20:00

●場所／芳賀町役場1階ロビー

※入場券(はがき)をお持ちください。ただし、入場券が届く前でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

※11月16日(金)・17日(土)は混雑することが予想されるため、お待たせする場合があります。期日前投票をする人は、早めの投票にご協力ください。

## ◆不在者投票

### ○病院・施設などでの不在者投票

不在者投票所として、県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院または入所している人は、その施設が指定した投票日に施設内で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する場合は、病院長や施設長などに申し出てください。

### ○町外での不在者投票

長期出張などにより投票日に投票できない人は、事前に手続きをすることで、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票をすることができます。この場合、郵便により投票用紙などの請求をするため、手続きに日数が必要になります。早めの手続きをお願いします。

### ○郵便などでの不在者投票

身体に重度の障害などのある人は、郵便による不在者投票ができます。この場合、あらかじめ選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付手続きが必要です。手続きに日数が必要となりますので、早めに町選挙管理委員会にご連絡ください。